

LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託（以下「委託業務」という。）の実施を甲が乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

- 第1 乙は、別紙の仕様書に掲げる事業の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として、支援金の支給に要する額1,315,085,000円、支援金の支給に要する額を除く委託料_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。
- 3 前項に定める委託料のうち、支援金の支給に要する額は概算額とし、委託業務が完了したときは、当該委託業務に係る支出内容により精算額を決定するものとする。精算額については、概算額、委託業務の実施に要した経費のうち、いずれか低い額とする。

（委託期間）

- 第2 委託期間は、令和 年 月 日から令和6年1月31日までとする。

（契約保証金）

- 第3 契約保証金は、_____円とする。

（必要な事項の指示）

- 第4 甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、委託業務の実施状況に関し報告を求め、又は必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

- 第5 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

（業務の第三者委託）

- 第6 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

（業務内容の変更または中止）

- 第7 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(事業の完了及び検査)

第8 乙は、委託業務が完了した場合は、LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託完了報告書(様式第1号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、委託業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

(措置の指示)

第9 甲は、第8第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況がこの契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求)

第10 乙は、第8第2項(第9第3項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格した場合は、LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託料請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(損害発生 of 負担)

第11 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(前金払い)

第12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の9割以内を前金払することがある。

2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託料前金払請求書(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(違約金)

第13 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(支払遅延利息)

第14 甲は、自己の責めに帰すべき事由により委託料の支払を遅延した場合は、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約の追完)

第15 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第18 第16又は第17の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(不当介入への対応)

第19 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第20 乙は、第16又は第17の規定により契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

(遅延利息)

第21 乙は、第20の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第22 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第23 乙は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(書類の保管)

第24 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和11年3月31日まで保存するものとする。

(協議)

第25 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 ()
()

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、乙自ら取得し又は作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

岩手県知事 様

(受託者)
住 所
団体名
代表者名

L P ガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託完了報告書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結したL P ガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託が完了したので、契約書第8第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 業務名

L P ガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託

2 実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 契約金額

円（税込）

4 業務内容

- (1) 支援金制度の広報
- (2) 電話での問い合わせ・相談対応
- (3) 申請書類の受付
- (4) 申請書類の審査
- (5) 支援金の交付決定
- (6) 支援金の請求に対する支払
- (7) 支払事務
- (8) 返還事案の報告
- (9) 不正防止対策

5 納品成果物等

報告書一式

令和 年 月 日

岩手県知事 様

(受託者)
住 所
団体名
代表者名

LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結したLPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託が完了したので、契約書第10第1項の規定により下記のとおり委託料の支払を請求します。

記

1 請求額

金 円

2 振込先

銀行・支店名	
預金種目（普通・当座）	
口座番号	
口座名義人（カナ）	

岩手県知事 様

(受託者)
住 所
団体名
代表者名

LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結したLPガス利用者ガス料金支援金支給等業務委託の実施に当たり、契約書第12第2項の規定により下記のとおり委託料の前金払を請求します。

記

1 請求額

金 円

(うち、支援金の支給に要する額 円)

契約額 (A)	円
前金払受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
小計 (D) ※ (B) + (C)	円
差引残高 (A) - (D)	円

2 前金払を請求する理由

3 振込先

銀行・支店名	
預金種目 (普通・当座)	
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

※ 前金払の必要性を説明する資料 (支出計画書等) を添付のこと。

様式第4号（別記「個人情報取扱特記事項」第3・第4関係）

個人情報管理責任者等通知書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住 所
名 称
代表者

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、契約書別記第3に基づく個人情報取扱特記事項における、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

業 務 名	
委 託 場 所	

	氏 名
個人情報管理責任者	
業 務 従 事 者	

個人情報を取り扱う場所 (作業場所)	
-----------------------	--